

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 4

平成29年7月11日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年7月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	中央タクシー株式会社 (法人番号: 5100001001965) 代表者宇都宮司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県長野市若穂保科字日向休場265 (埼玉営業所) 埼玉県大里郡寄居町大字牟礼670-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年10月4日及び平成28年10月6日他、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年7月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年7月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	日立電鉄交通サービス株式会社 (法人番号：6050001023502) 代表者館岡司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県日立市千石町2-14-10 (日立南営業所) 茨城県日立市留町1270-55
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年10月6日及び平成28年12月13日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈平成29年6月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20170606	第一交通株式会社(法人番号6011801022119) 代表者 田頭 寛三	東京都足立区千住緑町1-17-8	千住営業所	東京都足立区千住緑町1-17-8	輸送施設の使用停止(17日車)	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項	平成28年12月14日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)(2)地図の備え付け義務違反(運輸規則第29条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
20170606	コーディアルタクシー株式会社(法人番号3011401003752) 代表者 尾林 英雄	東京都板橋区舟渡1-16-35	本社営業所	東京都板橋区舟渡1-16-35	輸送施設の使用停止(17日車)	運送法第27条第3項	平成28年12月13日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)(2)地図の備え付け義務違反(運輸規則第29条)(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
20170606	政和自動車株式会社(法人番号8011801009048) 代表者 樽澤 功	東京都足立区千住宮元町7-2	本社営業所	東京都足立区千住宮元町7-2	文書警告	運送法第27条第3項	平成29年3月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20170613	石和タクシー株式会社(法人番号4090001005911) 代表者 橋田 英一	山梨県笛吹市石和町八田490-54	本社営業所	山梨県笛吹市石和町八田490-54	輸送施設の使用停止(20日車)	運送法第27条第3項、運送法第30条第2項	平成28年10月24日及び平成28年11月10日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第37条第1項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	2	2

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)